

一宮保育所整備に関するFAQ 資料2

一宮町保育料徴収表（平成28年度改定）						
▶1号認定(教育部分)						
各月初日に支給認定子どもの属する世帯の階層区分				保育料(月額)		
階層区分	定義					
1	生活保護法による被保護世帯			0円		
2	市町村民税 非課税世帯			0円		
3	市町村民税 所得割額77,100円以下			9,600円		
4	市町村民税 所得割額211,200円以下			12,300円		
5	市町村民税 所得割額211,201円以上			15,400円		
【↓上記の3階層区分世帯のうち、ひとり親世帯等※における第1子、第2子以降の保育料】						
各月初日に支給認定子どもの属する世帯の階層区分			対象世帯子ども	保育料(月額)		
階層区分	定義					
3	市町村民税 所得割額 77,100円以下		第1子	4,300円		
			第2子以降	0円		
▶2号・3号認定(保育部分)						
各月初日に支給認定子どもの属する世帯の階層区分			保育料(月額)			
階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間		
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	
2	市町村民税 非課税世帯	7,800円	5,000円	7,600円	4,900円	
3	市町村民税 所得割額48,600円未満	16,100円	12,950円	15,800円	12,700円	
4	市町村民税 所得割額97,000円未満	22,600円	19,400円	22,200円	19,000円	
5	市町村民税 所得割額169,000円未満	28,600円	24,100円	28,100円	23,600円	
6	市町村民税 所得割額301,000円未満	33,800円	28,000円	33,200円	27,500円	
7	市町村民税 所得割額301,000円以上	46,200円	28,600円	45,400円	28,100円	
【↓2号・3号認定のうち、下記階層区分に該当する、ひとり親世帯等※における第1子、第2子以降の保育料】						
各月初日に支給認定子どもの属する世帯の階層区分		対象世帯子ども	保育料(月額)			
階層区分	定義		保育標準時間		保育短時間	
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
2	市町村民税 非課税世帯		0円	0円	0円	0円
3	市町村民税 所得割額 48,600円未満	第1子	7,550円	5,970円	7,400円	5,850円
		第2子以降	0円	0円	0円	0円
4	市町村民税 所得割額 77,101円未満	第1子	11,300円	9,700円	11,100円	9,500円
		第2子以降	0円	0円	0円	0円
※ひとり親世帯等…「母子・父子世帯等」、「在宅障害児(者)のいる世帯」、「その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯)」						
※裏面もご覧ください						

平成28年度保育料における国・町の負担軽減策について

平成28年度から、国の軽減内容が一部拡充されました。

一宮町では独自の取組みとして、国の基準に加え、世帯の階層にかかわらず、**3歳児以上の第3子以降の保育料を無料化**し、子育て支援の更なる拡充を図ります。

▶一宮町第3子以降無料化イメージ図

対象となる世帯階層…下記の国軽減対象階層以外



▶多子世帯における負担軽減イメージ図

対象となる世帯階層…1号認定:第3階層 2・3号認定:第2・3階層および第4階層の一部



▶ひとり親世帯等における負担軽減イメージ図

対象となる世帯階層…1号認定:第3階層 2・3号認定:第3階層および第4階層の一部



✦ きょうだい同時期入所による軽減措置は従来どおりです。(第2子半額、第3子以降無料)

(※1号認定の対象となる範囲は小学校3年生まで)

✦ その他、保育料の決定に関する大切なお知らせです。ご一読ください。

■住宅取得控除等の税額控除等

保育料を計算する場合の市町村民税額及び所得税額は、「住宅借入金等特別控除」・「配当控除」・「寄付金税額控除」等の税額控除を適用しませんので、該当世帯については税額控除前の額を適用し、階層の認定を行います。

■年齢について

年度途中入所者についても年度の初日の前日の年齢で判定します。

■保育料の算定について

4月から8月までの月分の保育料	平成27年度分の市町村民税所得割額を基に決定
9月から翌年3月までの月分の保育料	平成28年度分の市町村民税所得割額を基に決定